

群調発第38号  
令和2年4月20日

各 会 員 様

群馬土地家屋調査士会  
会長 佐藤 栄 二



### 業務に関する事務連絡

平素から当会の会務運営にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、令和2年3月30日付、不動産登記規則等の一部を改正する省令及び同省令の施行に伴い不動産登記事務等の取扱いについて変更があり、前橋地方法務局と協議をしたところ、4月から下記のとおり運用することとなりましたのでご報告いたします。下記参照の上、事務手続きを行って下さい。

なお、詳細につきましては、群調発第31号(本日メール便送付)をご参照願います。

#### 記

- 1 法人が申請人の場合  
印鑑証明書を法定添付情報とする表示に関する登記申請は、印鑑証明書(既に資格証明書は添付省略可)の添付を省略することができる。
- 2 個人・法人が申請人の場合  
その申請書に法人が承諾する承諾書等の法定添付情報の一部としての印鑑証明書は、添付を省略することができる。
- 3 法定添付情報ではないが、申請を担保するために実務上添付している法人の印鑑証明書は、添付を省略することができる。

#### <説明>

法人が申請人の場合の合筆登記、合体による建物表題登記(所有権の登記があるもの)等の申請をする場合は、その申請人の資格証明書と同様に印鑑証明書の添付を省略することができます。

申請書に法人が承諾し添付する承諾証明情報(分筆時の抵当権消滅承諾書等)の法人の印鑑証明書の添付を省略することができます。

建物表題登記申請書等に添付する所有権証明情報のうち、法人が提供する工事完了引渡証明情報の印鑑証明書は添付を省略することができます。

建物表題登記申請等で、所有者に法人が関係する場合の上申書も同じです。

※ 上記は、登記申請に添付省略できる旨の案内ですが、法人の登録印(実印)の押印は必須です。押印された印鑑が登録印であるかの確認は、資格者としての責務ですので、必ず確認して下さい。